

**パブリックコメント閲覧資料**

**設楽町選挙投票区・  
投票所見直し（案）**

**令和3年1月**

**設楽町選挙管理委員会**

# 内容

1. はじめに .....	3
2. 投票区の見直しについて .....	3
○ 現状と課題 .....	3
○ 投票区見直しの目的 .....	5
○ 見直し方針 .....	5
○ 投票区及び投票所の見直し .....	6
○ 再編に伴う支援・対策 .....	6
○ 見直しによる効果 .....	7
3. 見直しの実施目標時期 .....	8
4. 今後の取組 .....	8

## 1. はじめに

選挙は、住民が政治に参加し、主権者として自由な意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会です。本町の現在の投票区は、旧設楽町の18投票区と旧津具村の5投票区の計23投票区であり、平成17年10月23日執行の設楽町長選挙からダム事業による廃止を除いて当該投票区で選挙を執行しています。

当時の有権者数は5,650人でしたが、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙による有権者数は4,301人となります。この15年余の間で、1,349人、23.88%の減となりました。

こうした状況の中、町内の人口減少に対応するとともに、新たな選挙執行・投票環境を整えるため、今回、投票区・投票所の見直しを検討することとしました。

## 2. 投票区の見直しについて

投票区については、旧町村間のバランスが不均衡であるとともに、合併から15年が経過する中、行政改革による町職員の削減により、投票所への人員配置に支障を来しています。このことから、投票区の見直しを行わざるを得ない状況に至っています。

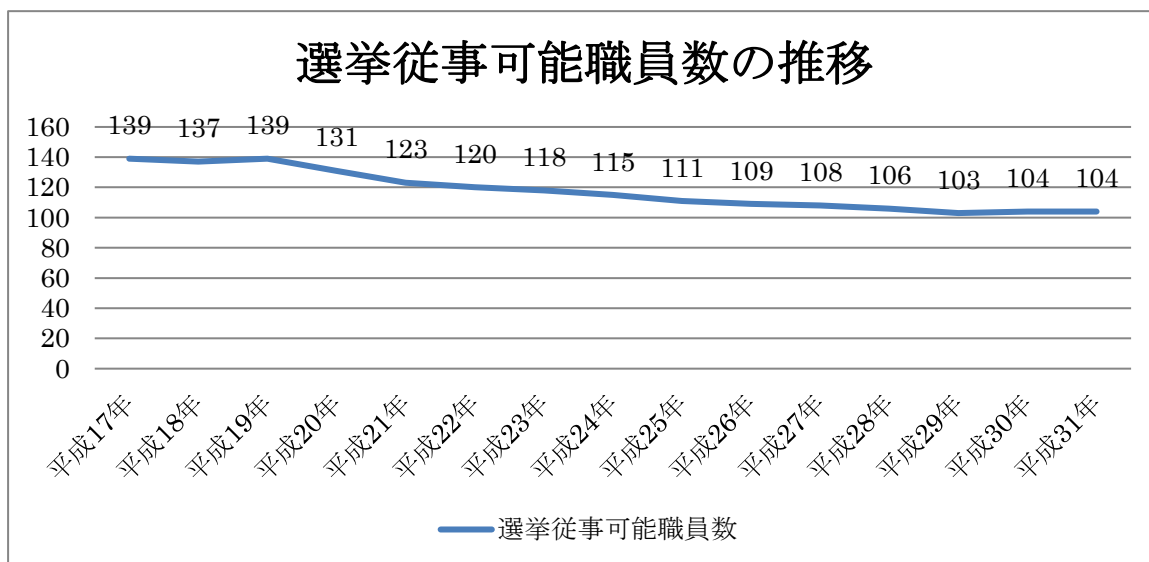
加えて、昨今の期日前投票制度の導入に伴う有権者の投票行動の変化、投票所の設備の向上、立会人のなり手不足などから、投票区の見直しを行うことが必要と判断しました。

### ○ 現状と課題

- 現在の投票区は23か所で、合併後も見直しを行っていません（ダム事業による投票区の廃止を除く）。町全体で見ると、有権者の数に不均衡（最小で12人、最大で1,139人、差95倍）があります。有権者が少ない小規模な投票区では、投票立会人の選任も困難で、同じ方が選出される傾向があるため、選任される方に非常に大きな苦勞をかけています。

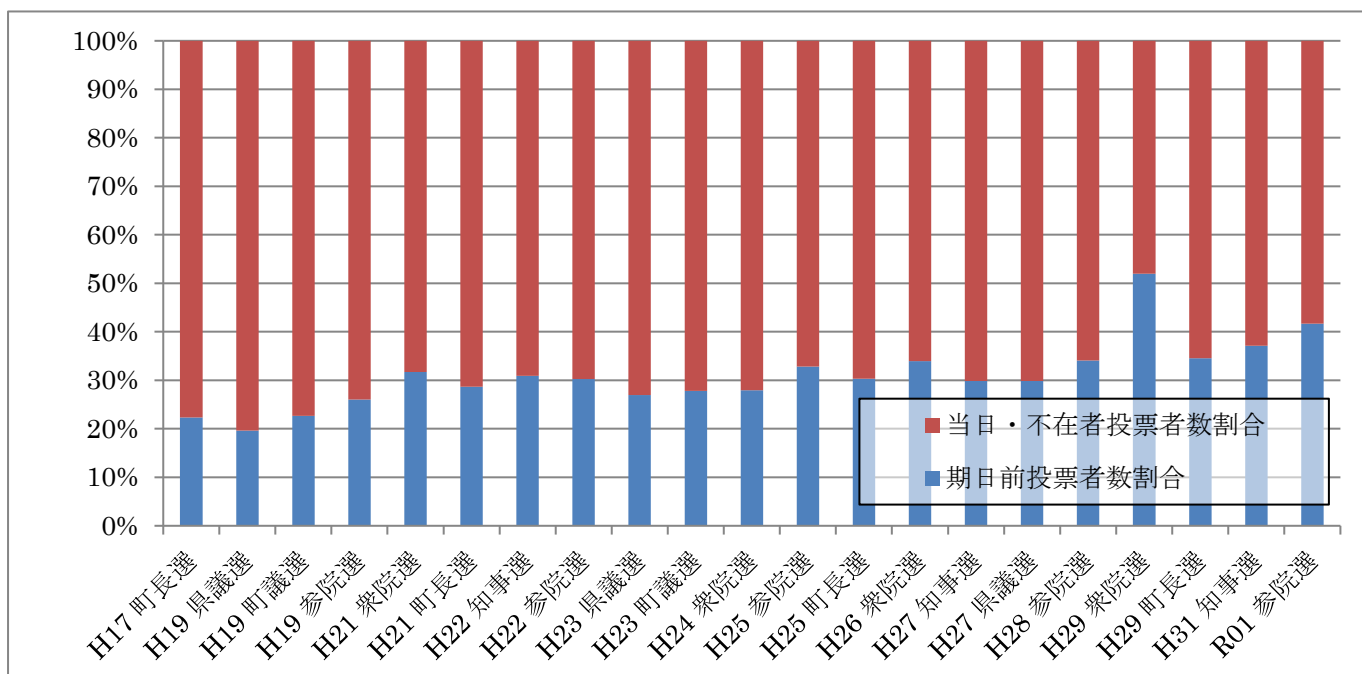
- 行政改革等により職員数が減少し、投票事務に従事する職員の確保が困難になりつつあります。

※投票事務には配置可能なほぼ全職員を従事させているため、選挙日に火災や台風など有事が発生した場合の危機管理体制の確保が懸念されます。



- 期日前投票制度が定着し、選挙当日の投票者数は減少傾向にあることから、当日投票所の設置数を見直す契機と考えられます。

令和元年7月参議院議員通常選挙では、当日投票・不在者投票と期日前投票の割合は、約59%：41%と約4割が期日前投票を利用しました。



## ○ 投票区見直しの目的

次の点を目的として、投票区、投票所を見直します。

- 投票区ごとの有権者数、不均衡を是正します。
- 投票環境、災害対応との両立など、投票施設を取り巻く問題を改善します。
- 投票立会人、開票立会人等の負担軽減を図ります。
- 行政改革の一環として職員削減が進められており、少ない職員数で適正に選挙が執行できる体制とします。

## ○ 見直し方針

見直しにあたっては、現状においても投票所までに相当の距離がある有権者がいることから、単に投票所間が近接する投票区を見直すだけでなく、全地域にわたって見直しを行います。

- 有権者の住居（投票区内における大半の住居）から投票所までの距離は、概ね3kmとし、小学校区単位の見地で見直しを行います。
- 有権者がきわめて少ない投票区は、原則統合し、地理的な条件を考慮する場合を除き、標準的な投票区の有権者数は700人～1,500人となるよう1投票区の有権者数を平準化することを基本的な考え方とします。
- ただし、廃止しようとする投票区が山間地等で道路事情が悪い場合等は、臨時期日前投票所（期日前投票期間中に数時間、臨時的に設ける期日前投票所）を設置します。
- 投票区の見直しに合わせて、老朽化・狭小施設や駐車場が狭い、バリアフリー化がなされていない、トイレがないなど投票に不便があり、代替の施設がある場合は投票所を変更します。

## ○ 投票区及び投票所の見直し

方針に基づき、下記の通り投票区を見直します。

地域	現投票区	見直し案	削減数
名倉	8	1	△7
田口	5	1	△4
清嶺	5	1	△4
津具	5	1	△4
合計	23	4	△19

見直しの詳細は別紙1の通りです。

## ○ 再編に伴う支援・対策

見直しによる影響への対策として、下記の2つを講じます。

### ① 臨時期日前投票所の開設

見直しに伴い大半の集落が新投票所まで一定以上遠方（新投票所からの距離が3kmを超える場合を目安とする）となる場合は、期日前投票期間に2～3時間程度の「臨時期日前投票所」を開設することとします。

- 臨時期日前投票所を開設する投票区（計6か所）

地域	臨時期日前設置投票区
名倉	宇連、沖駒、(2)
田口	神田 (1)
清嶺	三都橋、豊邦、裏谷 (3)

※「期日前投票所」は、本庁及び津具総合支所に設置していますが、これに加え、上記の6か所の投票区にあつては、期日前投票期間（公示または告示の日から選挙日の前日までの間）において数時間、投票所を設置します。

※地図でのイメージは別紙2をご覧ください。

### ② 投票日当日の移動支援を行うこと

選挙当日について、事前申込に基づく移動支援を実施します。現在想定 of 4投票区それぞれに車1台、役場職員2人程度を配置し、事前申込を行った選挙人を自宅から該当投票所まで移送する手法を予定しています。

## ○ 見直しによる効果

### ● 投票区の有権者数

見直しにより、各投票区の有権者数は次の通りとなり、一定の格差是正に寄与すると考えられます。

想定新投票区	想定有権者数	旧投票区
名倉	950	清水、川口、大平、東部、大桑、宇連、沖駒（7区）
田口	1,522	田口、荒尾、小松、神田、松戸（5区）
清嶺	758	清崎、小塩、田峯、三都橋、豊邦、裏谷（6区）
津具	1,071	津具西、津具中、津具3部、津具大桑、津具2部（5区）

※有権者数は令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙時の数値を使用

※投票区を見直した場合、ポスター掲示場の設置基準数も変更になるため、町内で85か所減少し、34か所となります。

### ● 従事職員・立会人数の削減

直近の選挙である参院選を例にすると、選挙当日投票所に従事する職員数は77人ですが、見直し後は32人の職員になり、45人の削減が見込まれます（見直し後の投票所へ、増加した想定有権者数によって事務従事者を増員した数で試算）。

また、投票日の立会人は2人×23投票区=46人から2人×4投票区=8人まで、38人の減となります。

### 3. 見直しの実施目標時期

投票区及び投票所閉鎖時刻の見直しは、令和 3 年 10 月執行予定の設楽町長選挙からの実施を目標とします。

### 4. 今後の取組

選挙制度は時代の変遷とともに、期日前投票制度の導入や選挙権年齢の引き下げなど、常に見直しが行われています。

また、全国的に進む人口減少により、投票区の状況も日々、一定ではありません。

設楽町選挙管理委員会では、法令改正や時代の潮流を的確に把握しながら、今後も必要に応じて選挙執行体制の見直しを進めることとします。